

# 30年の歩み

- 1996年11月 オブザーバー国に就任
- 2003年2月 受刑者移送条約の批准
- 2012年7月 サイバー犯罪に関する条約の批准
- 2013年6月 税務行政執行共助条約の批准
- 2017年10月 静岡県浜松市がインターカルチュラル・シティ・ネットワークに加盟
- 2019年10月 大西一史熊本市長が地方自治体会議（コンGRESS）に参加
- 2021年11月 オブザーバー国就任25周年を記念して桜を寄贈
- 2023年5月 ウクライナ支援のための損害登録機関に準加盟国として参加
- 2023年8月 サイバー犯罪に関する条約第二追加議定書の批准
- 2023年8月 曾我部真裕京都大学大学院法学研究科教授をベニス委員会オブザーバー委員に選任
- 2025年2月 人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約に署名
- 2025年8月 静岡県がインターカルチュラル・シティ・ネットワークに加盟
- 2025年11月 田中明彦JICA理事長が第13回世界民主主義フォーラムに登壇



日本はCoEの議論の経過を注視するとともに、欧州から始まり将来的に広く浸透する可能性のある人権関連条約をいち早く支援することによって、日本と欧州、ひいては世界の人権保障の強化のために、日本ができる協力をその時々状況に応じて模索してきました。「人権、民主主義、法の支配」というCoEが推進する基本的価値の下に、これまで築き上げられてきた日本と欧州等との協力関係を踏まえつつ、我が国として関連の取組を引き続き実施していきます。



本リーフレットは在ストラスブール日本国総領事館によって作成されました。



Consulat général du Japon à Strasbourg  
@JaponStrasbourg  
@Japon\_Strasbourg



[https://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

# 30<sup>th</sup> anniversary

## 欧州評議会オブザーバー国 就任30周年

1996 - 2026

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE



日本は1996年11月、欧州評議会にアジアからの唯一のオブザーバー国に就任しました。その3年前の1993年には、日本は欧州評議会（CoE）法による民主主義のための欧州委員会（通称ベニス委員会）のオブザーバー国に就任しました。日本は、人権・民主主義・法の支配の基本的価値を重視する点においてヨーロッパの国々と価値を共有しています。これらの価値の保護・促進のために活動している汎欧州の国際機関であるCoEでの議論に参加し、日本に議論を持ち帰り、国内の各種制度構築等に役立てるとともに、欧州とは別の視点から議論に貢献することで、日本とヨーロッパの相互理解を促進することを目的とし、オブザーバー参加を決定しました。

## 日本による支援等

オブザーバー国に就任してから30年間、日本はCoEに対し、CoEの開催する各種会合への日本人専門家の派遣やCoEでの人権関連セミナーの開催、またCoEが実施するプロジェクトや会議への財政支援などを通して、人権、民主主義、法の支配の分野での活動を支援してきました。



最近の例では、2025年11月、世界民主主義フォーラムに田中明彦JICA理事長が出席しパネリストを務めた他、ベルゲ事務次長と意見交換を実施しました。また、2025年3月、スロベニア・リュブリャナで開催されたデジタル側面における女性に対する暴力防止に係る会合の開催を支援した他、同年11月には、AIに関する委員会（CAI）（当時）が主催するConnecting Asia, the Global South and Europe for responsible AI in the public sectorに工藤郁子大阪大学社会技術共創研究センター特任准教授が出席し、日本の公共部門におけるAI制度化の取組等につきプレゼンを実施しました。

日本は、サイバー犯罪に関する条約を批准しているCoEのアジアからの唯一のオブザーバー国として、CoEが行うオクトパスプロジェクト等を始めとする各種取組に対し、これまで10年以上にわたり毎年概ね4万5,000ユーロを支援してきました。2025年には、日本の支援を通じて12月に東南アジアにおけるサイバー暴力に関するウェビナーシリーズが実施されました。



## 日本と欧州人権裁判所

日本の最高裁判所はCoEの一機関であるECHRとの司法交流を深めてきました。近年では、2024年に草野最高裁判事がECHRを訪問し、2023年には戸倉最高裁長官がオレアリー長官とオンライン会談を実施するなど、人的交流を続けるとともに、判例交換等を通じて司法交流を実施してきました。

日本は、2024年にはルネ・カサン財団と「ヘイトスピーチ」シンポジウムを共催し同シンポジウムにECHR判事に登壇していただき、ECHRと協力して2021年には「デジタル分野における人権」シンポジウムを、2020年には「21世紀における女性の権利」セミナーを開催するなど、人権問題に関する取組を続けてきました。

## ウクライナ支援

CoEでは、ロシアによるウクライナ侵略を受けたウクライナ支援を優先課題として掲げ、2023年5月には、ウクライナ支援のための損害登録機関が設立されました。日本は、同月、損害登録機関に準加盟国として加盟し、2024年から2026年の3年間に総計約200万ユーロを拠出しました。また、請求委員会、特別法廷に関する議論を引き続き注視しています。ウクライナの公正かつ持続的な平和の実現に向け、これからもCoEと緊密に連携していきます。

## 日本とCoE条約

日本は、CoEが人権・民主主義・法の支配の分野での基準策定の主導や活動において果たしている役割を評価し、CoEが作成した条約のうち、これまでに2003年に受刑者移送条約、2012年にサイバー犯罪に関する条約、2013年に税務行政執行共助条約、2023年にサイバー犯罪に関する条約第二追加議定書を批准し、2025年には人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約に署名しました。

